

川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業運営団体選考委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業の運営団体を決定するにあたり、適正かつ公平な選考を行うために、「川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業運営団体選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選考委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について審議し、決定する。

- （1）提案書等提出された書類の審査に関すること。
- （2）企画提案内容の評価及び運営団体の選考に関すること。
- （3）事業の実績の評価に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 選考委員会の委員は次に掲げる者で組織する。

- （1）こども未来局総務部長
- （2）こども未来局総務部企画課長
- （3）こども未来局保育事業部担当課長〔保育指導・人材育成〕
- （4）こども未来局保育事業部保育第1課長
- （5）こども未来局こども支援部こども保健福祉課長
- （6）こども未来局青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕
- （7）こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕

（委員長）

第4条 選考委員会に委員長を置き、委員長はこども未来局総務部長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書類の審査等）

第6条 選考委員会は、団体から提出された書類について、あらかじめ別に定める基準に基づき審査し、運営団体の選考を行う。

（事業実績の評価）

第7条 選考委員会は、委託契約の更新を検討するにあたり、事業の実績について、事業報告書等に基づき評価を行う。

（結果の報告）

第8条 委員長は、前2条の規定による審査結果、選考結果及び評価結果をこども未来局契約指名選定等委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、こども未来局総務部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。